

審 査 基 準

令和 8 年 4 月 1 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 108 条の 32 の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 1 条（課程の区分）、第 2 条（運転免許取得者等教育指導員）、第 3 条（設備）、第 4 条（課程の基準）及び第 5 条（認定の申請）
審 査 基 準：運転免許取得者等教育の認定の基準は、別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
標 準 処 理 期 間：20 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：石川県警察本部運転免許課指定校係
問 い 合 わ せ 先：同上（電話 076-238-5901 内線 232）
備 考：

別紙 1

1 認定の審査について

(1) 「交通安全教育指針に従って行われるものであること」の審査

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 32 の 2 第 1 項第 3 号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることは、交通安全教育指針（平成 10 年国家公安委員会告示第 15 号。以下「指針」という。）のうち、具体的には、指針「第 1 章 交通安全教育を行う者の基本的な心構え」に示された事項及び指針第 2 章第 5 節「2 免許取得後の交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われることを意味する。

このほか、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成 12 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「認定教育規則」という。）第 1 条第 3 号及び第 4 号に掲げる課程にあっては、指針第 2 章「第 6 節 高齢者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

また、いわゆる業務用自動車の運転者を対象として、認定教育規則第 1 条第 8 号に掲げる課程等を行う場合にあっては、指針第 2 章第 5 節「3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育」に示された目的、内容及び配慮すべき事項に従って行われる必要がある。

したがって、法第 108 条の 32 の 2 第 1 項第 3 号の「交通安全教育指針に従って行われるもの」であることの審査を行うに当たっては、認定教育規則第 5 条第 2 項の規定により認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類を基に、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の教育事項や教育方法等が妥当なものかどうかについて審査すること。

(2) 「課程の基準に適合するものであること」の審査

認定を受けようとする運転免許取得者等教育の課程が、認定教育規則第 4 条の課程の基準に適合しているかどうかについては、認定の申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

したがって、教育計画書には、教育事項ごとに、教育方法（使用する資器材等）や教育時間を記載させるとともに、認定を受けようとする運転免許取得者等教育の年間の実施回数等についても記載させること。また、教育時間については、全体の教育時間及びコース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間を明確に記載させること。

審査を行うに当たって留意すべき事項は、次のとおりである。

ア 教育事項

認定教育規則第 4 条第 3 項第 1 号の表の中欄に掲げる教育事項のうち、自動車等の「運転について必要な技能及び知識」についての運転免許取得者等教育には、自動車等の運転に必要な技能についての指導と知識につい

ての指導を運転の実習と座学に分けて行うことはもとより、コース又は道路における自動車等の運転の実習を通じて自動車等の運転に必要な知識についての指導を行う場合についても、該当するものと認められる。

イ 教育時間

コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間（認定教育規則第4条第1項第3号及び第3項第2号）には、実際に自動車等を運転させて指導を行う前の事前説明や事後の指導、講評等の時間が含まれていても差し支えない。

ウ その他

認定教育規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程の基準に適合するものであることの審査については、別紙2に定めるところによる。

2 終了証明書の交付

認定教育規則第1条第3号又は第6号に掲げる課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの（以下「特定教育」という。）を行う者が、特定教育を受けた者に対して行う終了証明書の交付については、別紙2に定めるところによる。

また、特定教育以外の運転免許取得者等教育についても、認定を受けた者が独自に終了証明書等を発行することは差し支えない。

別紙 2

1 認定の審査

認定教育規則第 1 条第 6 号に掲げる課程（以下「更新時講習同等課程」という。）又は同条第 3 号に掲げる課程（以下「高齢者講習同等課程」という。）の認定の審査に当たっては、「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定制度の運用について」（令和 7 年 2 月 28 日付け警察庁丙運発第 6 号、丙交企発第 1 7 号）第 1 の 1 (1) のほか、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程が、認定教育規第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する課程の基準に適合しているかどうかについては、認定教育規則第 5 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類によって審査すること。

(2) 教育計画書

認定教育規則第 5 条第 2 項第 7 号に規定する教育計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 認定教育規則第 4 条第 1 項第 2 号の表又は第 2 項第 2 号の表に掲げる教育事項及び教育方法（使用する教材を含む。）

イ 1 回当たりの全体の教育時間及びコース若しくは道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間又は自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査によるものに基づく指導に係る教育時間

ウ 年間の実施回数

エ その他必要な事項

(3) 課程の基準の適合性

ア 更新時講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「更新時講習の運用について」（令和 7 年 3 月 3 日付け警察庁丙運発第 27 号）及び「更新時講習の運用に関する細目について」（令和 7 年 3 月 3 日付け警察庁丁運発第 71 号）に準拠しており、更新時講習（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

イ 高齢者講習同等課程

認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和 7 年 3 月 3 日付け警察庁丙運発第 22 号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和 7 年 3 月

3日付け警察庁丁運発第68号)に準拠しており、高齢者講習(法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。)と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

- (ア) ならし走行を含め、受講者1人当たり少なくとも20分間行われること。
- (イ) 受講者1人当たりの走行時間(ならし走行を除く。)がおおむね10分以上となるよう、1,200メートル以上(ならし走行を除く。)走行させて行われること。

ウ 指定の要件

認定教育規則第4条第2項第4号の「第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定(以下「指定」という。)は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第1号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第1号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 終了証明書の交付

認定教育規則第8条の規定に基づき、更新時講習同等課程又は高齢者講習同等課程により行う運転免許取得者等教育で法第108条の32の2第1項の認定を受けたもの(以下「特定教育」という。)を終了した者に対し、同規則第8条各号に定める終了証明書を交付させること。

別添

認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 高齢者講習同等課程の認定の申請書を提出していることその他同課程を開設する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する高齢者講習若しくは特定任意高齢者講習（法第108条の2第2項の規定による講習であって運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第1条に定める基準に適合するものをいう。）又は都道府県公安委員会からの認定を受けた運転免許取得者等教育又はこれらの講習若しくは教育に準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする高齢者講習同等課程が、認定教育規則第4条第2項第2号の表の上欄に掲げる教育事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 教育計画書において高齢者講習同等課程に係る年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該課程における指導に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 教育計画書の内容に照らして、高齢者講習同等課程における指導に従事する運転免許取得者等教育指導員並びに同課程における指導に用いるコース、建物その他の設備及び自動車、運転適性検査器材その他の教材が十分に確保されていること。
- 6 教育計画書で定める回数の高齢者講習同等課程を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託講習（法第108条の2第3項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する講習をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託講習の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画

書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託講習を実施することができなかったことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。

- (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等教育の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
- (4) 高齢者講習同等課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認められない事由があること。

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">指 定 申 請 書</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">公安委員会 殿</p> <p style="margin: 10px 0;">住 所</p> <p style="margin: 10px 0;">申請者</p> <p style="margin: 10px 0;">氏 名</p> <p style="margin: 20px 0;">運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定による同規則第 1 条第 3 号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。</p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定により、同規則第 1 条第 3 号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審 査 基 準

令和8年4月1日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第108条の32の3第1項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定
原権者（委任先）：石川県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定） 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）及び第6条（認定の申請）
審 査 基 準：運転免許取得者等検査の認定の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。
標 準 処 理 期 間：20日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：石川県警察本部運転免許課適性検査係
問 い 合 わ せ 先：同上（電話 076-238-5901 内線 376）
備 考：

別紙 1

1 認定の審査

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和 4 年国家公安委員会規則第 8 号。以下「認定検査規則」という。）第 1 条第 1 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認定検査規則第 4 条第 1 項に規定する方法の基準に適合しているかどうかについては、認定検査規則第 6 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類（同条第 2 項第 3 号ロに掲げる書面を除く。）によって審査すること。

(2) 検査計画書

認定検査規則第 6 条第 2 項第 7 号に規定する検査計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 検査方法（使用する器材を含む。）

イ 年間の実施回数

ウ その他必要な事項

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「認知機能検査の運用について」（令和 7 年 2 月 28 日付け警察庁丙運発第 28 号。以下「認知機能検査運用通達」という。）及び「認知機能検査の実施要領について」（令和 7 年 2 月 28 日付け警察庁丁運発第 72 号）に準拠しており、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する認知機能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

また、認定検査規則第 4 条第 1 項第 4 号の「第 1 条第 1 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定検査規則第 4 条第 1 項第 4 号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第 1 号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第 1 号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させる

こと。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 書類の交付

認定検査規則第9条の規定により、認定認知機能検査（同条に規定する認定認知機能検査をいう。以下同じ。）を行う者は、認定認知機能検査を受けた者に対して、同条第1号に定める書面を交付することとされているところ、当該書面の交付については、その者が受けた認定認知機能検査の結果に対応した別記様式第4号の認定認知機能検査結果通知書を交付することにより行わせること。

なお、認定認知機能検査の結果は、受検者の重要な個人情報であることから、封書に入れるなどして交付させること。

別添

認定検査規則第4条第1項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 認知機能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他認知機能検査同等方法を実施する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする認知機能検査同等方法が、認知機能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 検査計画書において認知機能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 検査計画書の内容に照らして、認知機能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検査員並びに同検査に用いる建物その他の設備及び器材が十分に確保されていること。
- 6 検査計画書で定める回数の認知機能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかつたことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
 - (4) 認知機能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認

められない事由があること。

別記様式第1号

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">指 定 申 請 書</p> <p style="margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">公安委員会 殿</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">住 所</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">申請者</p> <p style="margin: 10px 0; text-align: right;">氏 名</p> <p style="margin: 20px 0;"> 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。 </p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定により、同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ
確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

にんてい にんち き の うけんさ けつか つうち しよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆうしよ
住所

しめい
氏名

せいねんがつび
生年月日

けんさねんがつび
検査年月日

けんさばしよ
検査場所

そうごうてん
総合点

てん
点

(A 点)

(B 点)

き おくりよく はんだんりよく ひく にんち しよ
記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがあります。

き おくりよく はんだんりよく ていか しんごうむし いちじ ふ ていし いはん しんろ へんこう あい
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり、進路変更の合
ず おく
図が遅れたりする傾向がみられます。
こんご うんてん じゆうぶんちゆうい いし か そく そうだん
今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧
めします。
また、**臨**時適性検査（専門医による**診**断）を受け、又は医師
の**診**断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあり
ます。
この**診**断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止とい
う行政処分の対象となります。

運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名称
管理者



にんてい にんち き の うけんさ けつか つうち しよ
認定認知機能検査結果通知書

じゆ う しよ
住 所

し めい
氏 名

せい ねん が つび
生年月日

けんさ ねん が つび
検査年月日

けんさ ば しよ
検査場所

にんち しよ
「認知症のおそれがある」基準には該当しませんでした。

こんかい けつか き おくりよく はんだ んりよく ていか い み
今回の結果は、記憶力、判断力の低下がないことを意味するも
のではありません。

こ じんさ か れい にんち き の う しんたいき の う へんか
個人差はありますが、加齢により認知機能や身体機能が変化す
ることから、自分自身の状態を常に自覚して、それに応じた運転を
することが大切です。

き おくりよく はんだ んりよく ていか しんごうむ し いちじ ふ ていし い はん
記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反を
したり、進路変更の合図が遅れたりする傾向がみられますので、今
後の運転について十分注意してください。

運転免許証等の更新手続の際は、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

所在地
名 称
管理者



認定認知機能検査の判定や計算等について

総合点による判定

てんみ まん 36点未満	き おくりよく はんだ んりよく ひく にんち しよう 記憶力・判断力が低くなっており、認知症のおそれがある。
-----------------	--

判定の基準となる点数(36点)は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認定認知機能検査は、あなたの記憶力、判断力の状況を簡易な検査によって確認するもので、認知症の診断を行うものではありません。

したがって、総合点が36点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、36点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

認知症のおそれがあるとされても、免許証等の更新をすることはできませんし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されます。今回の検査の結果について、御質問のある方は、認定認知機能検査を行ったところやお住まいの都道府県警察の運転免許担当課までお問い合わせください。

総合点の計算

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 2.499 \times A + 1.336 \times B$$

Aは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

Bは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつかます。

別紙 2

1 認定の審査

認定検査規則第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査同等方法」という。）の認定の審査に当たっては、以下について留意すること。

(1) 書類による審査

認定を受けようとする運転技能検査同等方法が、認定検査規則第 4 条第 2 項に規定する方法の基準に適合しているかどうかについては、認定検査規則第 6 条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する申請書に添付しなければならないこととされている書類（同条第 2 項第 3 号イに掲げる書面を除く。）によって審査すること。

(2) 検査計画書

認定検査規則第 6 条第 2 項第 7 号に規定する検査計画書については、以下の事項が明記されているかどうかについて確認すること。

ア 検査方法（使用する器材を含む。）

イ 年間の実施回数

ウ その他必要な事項

(3) 方法の基準の適合性

認定の審査に当たっては、当該検査の方法が「運転技能検査の運用について」（令和 7 年 3 月 3 日付け警察庁丙運発第 25 号。以下「運転技能検査運用通達」という。）及び「運転技能検査等実施要領の制定について」（令和 7 年 3 月 3 日付け警察庁丁運発第 69 号）に準拠しており、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 97 条の 2 第 1 項第 3 号イに規定する運転技能検査と同等以上になっているかどうかについて判断すること。

この場合において、当該検査の方法については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。

ア ならし走行を含め、受検者 1 人当たり少なくとも 20 分間行われること。

イ 受検者 1 人当たりの走行時間（ならし走行を除く。）がおおむね 10 分間以上となるよう、1,200 メートル以上（ならし走行を除く。）走行させて行われること。

また、認定検査規則第 4 条第 2 項第 4 号の「第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者」に該当するかどうかについては、別添に定める指定基準に基づき、判断すること。

2 指定の申請等

(1) 指定の申請

認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定（以下「指定」という。）は、指定を受けようとする者からの申請に基づき行うこととし、当該申請は、別記様式第1号の指定申請書を提出することにより行わせること。

なお、別記様式第1号の指定申請書には、必要に応じて、当該者が別添に定める指定基準に適合するかどうかを判断するために必要な資料を添付させること。

(2) 指定書の交付

指定は、別記様式第2号の指定書を交付して行うこと。

(3) 指定の取消し

指定の要件を満たさなくなったときは、当該指定を取り消すものとし、当該指定を取り消したときは、別記様式第3号の指定取消通知書により通知すること。

なお、当該指定を取り消したときは、法第108条の32の3第2項において準用する法第108条の32の2第5項の規定による認定の取消しを行うこと。

3 書類の交付

認定検査規則第9条の規定により、認定運転技能検査（同条に規定する認定運転技能検査をいう。以下同じ。）を行う者は、認定運転技能検査を受けた者に対して、同条第2号に定める書面を交付することとされているところ、当該書面の交付については、別記様式第4号の認定運転技能検査受検結果証明書を交付することにより行わせること。

別添

認定検査規則第4条第2項第4号の規定による指定は、次に定める要件のいずれも満たす者について行うものとする。

- 1 運転技能検査同等方法の認定の申請書を提出していることその他運転技能検査同等方法を実施する見込みがあること。
- 2 都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する運転技能検査又はこれに準ずるものに係る十分な活動実績を有していること。
- 3 認定を受けようとする運転技能検査同等方法が、運転技能検査と同等の効果を生じさせるために行う事項以外の事項について行うものでないこと。
- 4 検査計画書において運転技能検査同等方法の年間の実施回数のほか、毎月の実施回数を定めており、かつ、当該年間の実施回数及び毎月の実施回数が、当該検査に用いる施設の所在する地域の実情等に鑑み、著しく少ないものでないこと。
- 5 検査計画書の内容に照らして、運転技能検査同等方法に従事する運転免許取得者等検査員並びに同検査に用いるコース、建物その他の設備及び自動車その他の器材が十分に確保されていること。
- 6 検査計画書で定める回数の運転技能検査同等方法を確実に実施することが見込まれること。
- 7 次のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 過去3年以内に委託検査（法第108条第1項の規定に基づき、都道府県公安委員会からの委託を受けて実施する認知機能検査又は運転技能検査をいう。以下同じ。）に係る委託契約の条項に著しい違反があったことを理由として、当該委託契約を解除されたことがあること。
 - (2) 委託検査の実施に係る直近の委託契約又はこれに基づき作成した実施計画書等で実施回数を定めた場合において、実際の実施回数が、当該委託契約等で定める実施回数と比べて著しく少ないこと（当該委託契約等で定める回数の委託検査を実施することができなかつたことについて、やむを得ない理由がある場合を除く。）。
 - (3) 過去3年以内に、運転免許取得者等検査の認定の取消し（当該認定を受けた者からの申出により行われたものを除く。）を受けたことがあること。
 - (4) 運転技能検査同等方法に係る業務を適正かつ確実に行うことができると認

められない事由があること。

別記様式第1号

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">指 定 申 請 書</p> <p style="margin: 10px 0 0 400px;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 200px;">公安委員会 殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 500px;">住 所</p> <p style="margin: 10px 0 0 450px;">申請者</p> <p style="margin: 10px 0 0 500px;">氏 名</p> <p style="margin: 20px 0 0 150px;"> 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。 </p>		
使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第 号

指 定 書

名 称

所 在 地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第 4 条第 2 項第 4 号の規定により、同規則第 1 条第 2 号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ
確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

指 定 取 消 通 知 書

年 月

日

住 所

殿

公 安 委 員 会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知する。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第 4 号

第 号			
認定運転技能検査受検結果証明書			
住 所			
氏 名			
年 月 日生			
上記の者は、 年 月 日、 に			
において、道路交通法第 108 条の 32 の 3 第 1 項第 3 号ロに掲げる基準に適合する運転			
免許取得者等検査で同項の認定を受けたもの（認定運転技能検査）を受けた者で			
あることを証明する。			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 70%; padding: 5px;">認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果</td><td style="width: 30%; padding: 5px;">点</td></tr></table>		認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果	点
認 定 運 転 技 能 検 査 の 結 果	点		
<input type="checkbox"/> 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、 又は受けている者			
〈合格基準〉			
・ 下記以外の運転免許 → 70 点以上			
・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許 → 80 点以上			
年 月 日			
所在地			
名 称	<table border="1" style="width: 40px; height: 40px; margin: auto;"><tr><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">印</td></tr></table>	印	
印			
管理者			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。